

## 「第4次隠岐広域連合広域計画」の策定に伴うパブリックコメントの実施要領

隠岐広域連合は、平成11年9月1日に島根県と隠岐島4町村(旧7町村)【隠岐の島町(旧西郷町・旧布施村・旧五箇村・旧都万村)、海士町、西ノ島町、知夫村】を構成団体として設立された特別地方公共団体であり、地方自治法第291条の7の規定に基づき、広域連合の処理する事務について計画を定める必要があります。

このたび、第3次広域計画の期間が満了することに伴い、本広域連合規約第4条に規定する事務について、広域連合及び広域連合を組織する構成団体が相互に連携、役割分担を行い、総合的かつ計画的に広域行政を推進していくため「第4次隠岐広域連合広域計画(案)」を策定しています。

ついては、この案について皆様からのパブリックコメントを募集いたしますので、ご意見をお寄せください。

### 1 意見を募集する計画

「第4次隠岐広域連合広域計画(案)」

### 2 意見募集期間

令和元年12月2日(月)から令和元年12月20日(金)

※郵送による場合は当日消印

### 3 公表資料

- ・「第4次隠岐広域連合広域計画【概要版】」
- ・「第4次隠岐広域連合広域計画(案)」

### 4 資料閲覧場所

- ・隠岐広域連合ホームページ
  - ・隠岐広域連合事務局の窓口
- ※土・日を除く平日の午前8時30分から午後5時まで

### 5 意見を提出できる方

- ・広域連合の区域内(隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村)に住所を有する方
- ・広域連合の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・広域連合の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- ・広域連合の区域内に存する学校に在学する方
- ・パブリックコメント手続に係る計画等に利害関係を有すると認められる方

## 6 提出されたご意見の取扱い

- ・ 個々のご意見に対して、直接個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ ご意見は個人情報等を除き、隠岐広域連合ホームページに公開することを前提とします。
- ・ 提出いただいた意見等の原稿は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

## 7 提出方法

ご意見は、別紙の「意見記入用紙」により、下記提出先に直接お持ちいただくか、郵送、電子メール、FAXでお寄せください。

※電話、来庁等による口頭でのご意見はお受けできません

## 8 意見提出先

郵送の場合：〒685-0104 隠岐郡隠岐の島町都万 2016 番地

隠岐広域連合事務局総務課あて（※募集期間内の消印有効）

電子メールの場合：okikouiki-info@okikouiki.jp

FAXの場合：08512-6-3330

## 9 お問い合わせ先

〒685-0104 隠岐郡隠岐の島町都万 2016 番地

隠岐広域連合事務局総務課 電話：08512-6-9150